

# 岩国市中山間地域振興基本計画

平成26年12月  
岩 国 市



## はじめに



本市の大部分を占める中山間地域は、地域住民の生活の場であるとともに、自然環境の保全、食料の安定供給、市民のふれあいの場としての公益的な機能を有しています。今日まで、恵まれた自然と美しい景観の中で、様々な伝統、文化が育まれ、地域経済が発展してまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進行など、中山間地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、農林水産業等の経済活動の低迷、集落機能の低下、買物等に支障を来すなど、課題が山積しております。

このようなことから、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進していくため、平成25年6月に制定された「岩国市中山間地域振興施策基本条例」に基づき、「岩国市中山間地域振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「岩国市総合計画」に掲げる中山間地域のまちづくり方針に沿って、「安心・安全に暮らし続けられる中山間地域の実現」を基本目標に、「安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備」「持続可能な地域社会の形成」「地域資源を活かした多様な産業の振興」の3つの施策の柱を設定し、課題解決に取り組むこととしております。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました皆様から感謝申し上げますとともに、今後とも、中山間地域の振興に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年12月

岩国市長

福田良彦

# 目 次

## 第1章 策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 岩国市の中山間地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 中山間地域の現状と課題

- 1 中山間地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 主要な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 基本目標と施策の柱

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第4章 施策の体系的な推進

- 1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備・・・・・・・・ 12
  - (1) 暮らしの安心の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (2) 暮らしの安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (3) 子育て・教育環境の整備・・・・・・・・・・・・ 16
  - (4) いきいきと暮らせる環境づくり・・・・・・・・ 18
- 2 持続可能な地域社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (1) 住民主体の地域づくりへの支援・・・・・・・・ 20
  - (2) 移住・定住の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - (3) 農地・森林等の適切な管理・・・・・・・・・・・・ 22
  - (4) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承・・・・ 23
- 3 地域資源を活かした多様な産業の振興・・・・・・・・ 24
  - (1) 農林水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  - (2) 商工業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
  - (3) 観光・交流産業の振興・・・・・・・・・・・・ 27

## 第5章 推進体制

- 1 市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 地域住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 参 考

- ・ 岩国市中山間地域振興施策基本条例・・・・・・・・ 29
- ・ 岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める区域を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・ 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

# 第1章 策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市は、山・川・海の豊かな自然に恵まれ、市域の大部分を中山間地域が占めています。

中山間地域は、地域住民の「生活の場」であるとともに、農林水産物の「生産の場」であり、森林や水田等の保水機能による「水源の涵養<sup>かん</sup>\*」、森林による大気浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、「良好な景観の形成」など、多面的で重要な機能を担っています。

本市では、これまでも「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」などに基づく事業や、農林水産業の振興などの分野別施策に、積極的に取り組んできました。

しかしながら、本市の中山間地域においては、過疎化や少子化・高齢化の進行に伴い、農林水産業など産業活動の低迷や深刻な担い手不足、耕作放棄地の増加、さらには、地域のコミュニティ機能の低下などが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号。以下「条例」といいます。）に基づき、今後の本市における中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岩国市中山間地域振興基本計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、まちづくりの将来像とする「岩国市総合計画」を上位計画とし、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」を目指すため、基本構想における中山間地域のまちづくり方針に沿って、本市の中山間地域の振興のための施策の方向性を示すものです。

また、平成25年7月に改定された「山口県中山間地域づくりビジョン」を踏まえ、国や県などの関係機関と連携して、中山間地域の振興に取り組みます。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画である「岩国市総合計画」の計画期間と合わせ平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

なお、施策は「前期（平成27年度～平成30年度）」と「後期（平成31年度～平成34年度）」に分けて策定します。

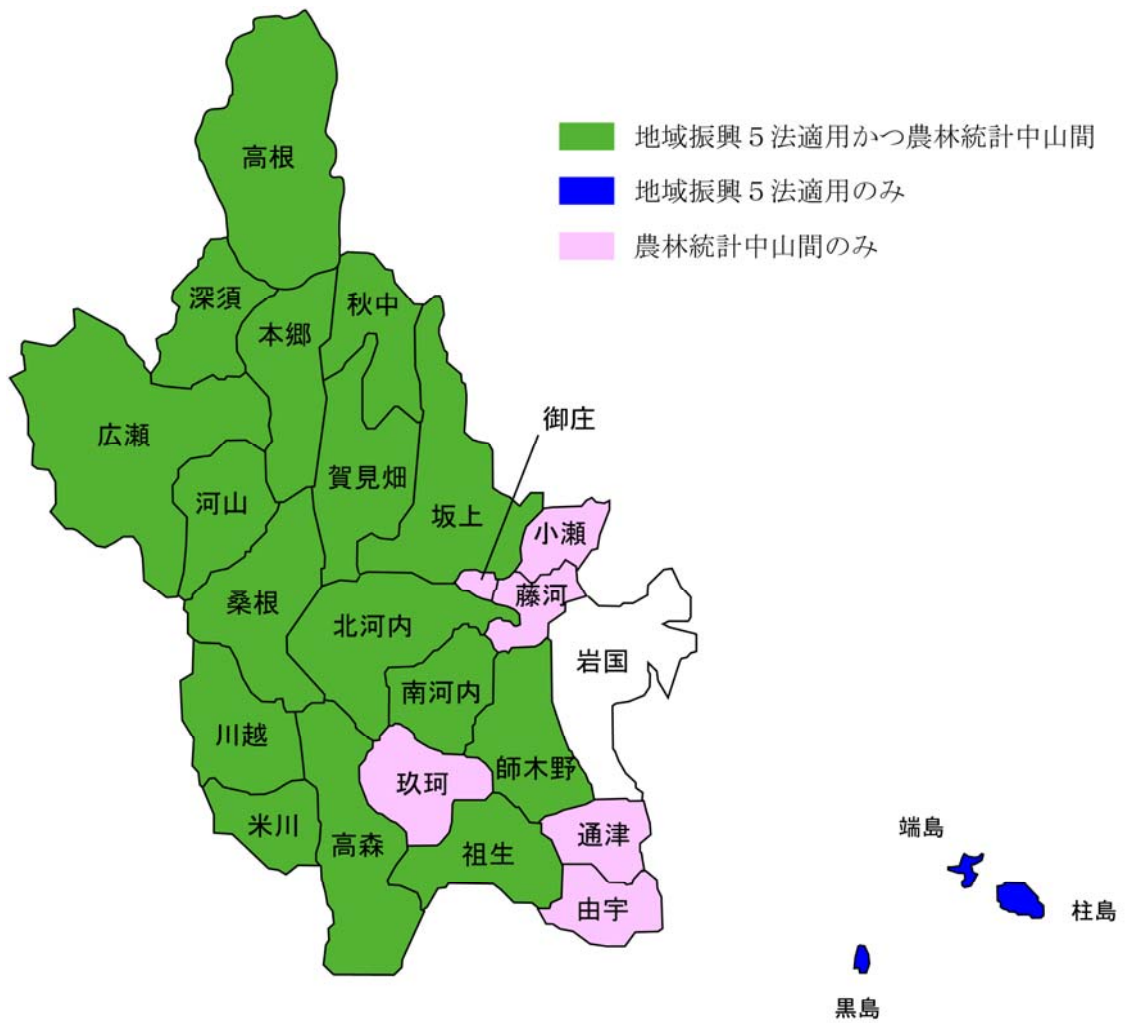
### 4 岩国市の中山間地域

本計画の対象地域は、条例及び岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める区域を定める規則（平成26年規則第29号）で定める次の地域で、「山口県中山間地域づくりビジョン」と同一の、地域振興5法の適用地域並びに農林水産省の農業地域類型区分\*による山間農業地域及び中間農業地域（昭和25年2月1日時点の旧市町村区分。以下「農林統計中山間」といいます。）とします。

#### 地域振興5法の適用地域

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第12号）に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）に基づき公示された特定農山村地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき公示された振興山村地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づき公示された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づき公示された離島振興対策実施地域

※ ただし、本市は半島振興法に基づき公示された地域はありません。



※ 旧岩国市の区域のうち、柱島、小瀬、藤河、御庄、北河内、南河内、師木野及び通津地区並びに旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町及び旧美和町の区域

## 第2章 中山間地域の現状と課題

### 1 中山間地域の現状

#### (1) 人口の動向

##### ① 人口の減少

平成19年と平成26年の人口を比較すると、市全体では6.4パーセントの減少率であるのに対し、中山間地域では7.6パーセントの減少率となっています。

〈人口の推移〉 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中山間地域	61,286	60,615	59,901	59,399	58,872	58,087	57,383	56,627
市内全域	151,712	150,132	148,832	147,823	146,677	145,068	143,827	142,063

住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）但し、平成19年から平成24年までは外国人登録人口を含む。

##### ② 高齢化の状況

平成26年の年齢別人口を比較すると、65歳以上の高齢者の割合が、市全体では31.4パーセントであるのに対し、中山間地域では35.6パーセントとなっており、中山間地域における65歳以上の構成割合が高いことを示しています。

〈年齢別の人口〉 (人、%)

	中山間地域		市内全域	
	人口	割合	人口	割合
0歳～14歳	6,173	10.9	17,583	12.4
15歳～64歳	30,284	53.5	79,890	56.2
65歳以上	20,170	35.6	44,590	31.4
全人口	56,627	—	142,063	—

住民基本台帳人口（平成26年4月1日現在）



## (2) 産業活動の状況

### ① 就業者数の状況

産業別の就業者数は、農林漁業をはじめ、建設業、製造業、卸売業・小売業のいずれも減少しています。一方、医療・福祉の就業者数は増加しています。

〈産業別就業者数〉	(人)		
	H17	H22	増減
農林漁業	2,934	2,049	△885
建設業	3,645	2,926	△719
製造業	4,751	4,389	△362
卸売業・小売業	3,940	3,580	△360
医療・福祉	3,308	3,687	379

国勢調査

## (3) 児童数・生徒数の状況

### ① 児童数・生徒数の減少

平成18年と平成24年を比較すると、児童数は市全体では12.0パーセントの減少率であるのに対し、中山間地域では16.9パーセントの減少率となっています。

また、生徒数は市全体では8.0パーセントの減少率であるのに対し、中山間地域では12.1パーセントの減少率となっています。

〈児童数の推移〉	(人)						
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中山間地域	3,244	3,190	3,151	3,042	2,991	2,852	2,695
市内全域	8,406	8,262	8,215	8,018	7,917	7,663	7,399

(学校基本調査 各年5月1日現在)

〈生徒数の推移〉	(人)						
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中山間地域	1,640	1,552	1,498	1,488	1,490	1,498	1,441
市内全域	4,420	4,363	4,269	4,215	4,115	4,166	4,065

(学校基本調査 各年5月1日現在)

## 2 主要な課題

### (1) 安心・安全に暮らし続けられる地域社会の構築

集落の小規模・高齢化に伴い、地域における相互支援機能の低下が懸念されており、地域で安心・安全に暮らし続けられるための環境を確保していくことが重要となっています。

高齢化が急速に進行する中、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の体制づくりを進めていく必要があります。

また、若い世代の定住を進めるためにも、教育や子育てをはじめとした環境の整備が重要です。

#### ① 地域での助けあいの仕組みづくり

住み慣れた地域で、お互いが支えあいながら、安心・安全に暮らせる生活環境を築いていくためには、福祉・医療関係者や民間事業者等と連携を図るとともに、地域における見守り・支えあいの体制づくりを進めることが重要です。

また、高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活ができるよう、地域の助けあい機能を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

#### ② 防災面での支援体制の整備

中山間地域では、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加が進んでおり、地域における防災面での対策を強化することが重要です。

このため、自主防災組織活動の活性化を図るとともに、災害などの緊急時において、迅速、的確に要援護者等を支援できるよう、非常時の通信手段やライフライン\*の確保など、防災体制の整備・充実に努めることが必要です。

#### ③ 身近な生活交通システムの整備

中山間地域において、高齢者の買物や通院、児童生徒の通学などの日常生活を維持していくためには、交通不便地域を解消し、地域の生活を守る身近な交通手段を確保することが重要です。

そのためには、鉄道、路線バス、離島航路等生活交通の維持に努めるとともに、生活交通バスにおける予約乗合（デマンド）の拡大など、地

域住民の日常生活を支えるための生活交通システム\*の整備を、更に進めていく必要があります。

#### ④ 子育て支援体制の整備

少子化・高齢化に伴い、中山間地域においても、地域の実情に配慮した子育て支援体制の整備が必要です。

### (2) 集落を維持するための仕組みづくりの推進

中山間地域では、人口減少・高齢化の進行により、集落の戸数や地域活動の担い手が減少しており、地域コミュニティを基本に据えた上で、集落機能を維持するための支えあいの仕組みづくりや、地域を支える新たな担い手の確保・育成を進めていく必要があります。

また、地域住民を主体とした地域づくり活動を支援する体制づくりを進めていく必要があります。

#### ① 集落を支えあう仕組みづくり

人口減少・高齢化の進行により、集落が小規模・高齢化し、草刈りや道路・水路等の清掃活動など共同作業の実施が困難となる集落や、集落自体の存続が懸念される地区も生じています。

こうした状況に対応するためには、校区等の範囲で集落を支えあう新たな「地域コミュニティ組織」づくりを進め、地域住民を主体とした地域の課題を解決する取組を促進することが必要です。

#### ② 地域の担い手の確保

若者の流出や高齢化により、地域活動の担い手が大きく減少しています。こうした状況に対応するためには、U J Iターン\*による定住の促進や、第1次産業への新規就業対策などを推進するとともに、地域外の住民等との交流や連携により、新たな地域の担い手を確保していくことが必要です。

#### ③ 住民主体の地域づくりの推進

地域課題の解決に向けて、地域住民を主体とした活動を効果的に進めていくためには、地域住民、N P O\* 法人、民間団体など、様々な組織

と連携を図ることが重要です。

また、住民主体の地域づくり活動や組織運営を支えるためには、継続的・安定的な取組が可能な組織づくりに対する行政の積極的な関与や組織運営に対する支援体制の構築が必要です。

### **(3) 生活を支える産業の振興**

中山間地域では、基幹産業である農林水産業をはじめ、地域の産業活動が低迷している状況にあり、産業活動の活発化や新たな雇用の創出は、切実な問題となっています。

#### **① 農林水産業の振興**

中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な仕組みづくりや幅広い新規参入の促進、地域の特性を活かした農林水産物づくりなどを進める必要があります。

また、野生鳥獣による農林水産物への被害を防止するため、関係団体との連携により、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む必要があります。

#### **② 地域資源を活用した新たな産業の展開**

中山間地域には、多様な地域資源が存在することから、これらの資源を効果的に活用して、関係機関が連携し、「売れるものづくり」の観点から、生産・販路開拓の支援、6次産業化\*の展開、活発な創業活動を促進する必要があります。

#### **③ 農林水産業を活用した交流促進**

人口減少社会を迎える中、地域の活性化を図るためには、交流人口の拡大を図ることが重要であり、朝市等を巡る交流イベントや、自然環境と豊かな産物を活かしたグリーン・ツーリズム\*等の推進、都市住民等との交流を軸とした農山漁村体験交流事業\*の推進など、農林水産業を活用した交流促進への取組が必要です。

## 第3章 基本目標と施策の柱

### 1 基本的な考え方

岩国市では、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」の実現を目指し、「誰もがどこに住んでいても住みよさを感じられるまち」づくりに取り組んでいきます。

中山間地域づくりの推進に当たっても、この考え方を基本として、中山間地域の住民が安心・安全に暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

### 2 基本目標

「第2章 中山間地域の現状と課題」を踏まえ、基本目標を次のとおりとします。

【基本目標】

**安心・安全に暮らし続けられる中山間地域の実現**

### 3 施策の柱

基本目標の下に、次の3つの施策の柱を設定し、安心・安全に暮らし続けられる中山間地域の実現を目指します。

#### (1) 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

中山間地域で誰もが安心・安全に暮らしていけるよう、日常生活に欠かせない生活交通や買物の利便性の確保、医療・福祉サービスの充実など生活環境の整備を進めるとともに、誰もが住み続けたいくなるような定住環境の整備や高齢者等が元気に活動する環境づくりを進めます。

#### (2) 持続可能な地域社会の形成

人口減少・高齢化の進行による担い手不足が顕在化する中で、集落機能の低下等を周辺の集落で支えあう仕組みづくりや、若者などのU J Iター

ンによる定住を促進するとともに、都市地域との交流や豊かな地域資源を保全・継承していく地域づくりを進めます。

### (3) 地域資源を活かした多様な産業の振興

農林水産業の振興を基本としつつ、中山間地域の多様な地域資源を有効に活用し、地域産業が連携した新たな事業の展開や創業活動等を促進し、地域住民が生きがいを持ち、安定した暮らしができるよう、魅力ある雇用の場の創出・確保を図ります。

施策の基本方針については、条例において、次のとおり規定されています。

- (1) 中山間地域の有する公益的機能に関する市民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の市民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 中山間地域の伝統や文化の保存及び伝承に必要な支援を図ること。
- (4) 定住を促進するための生活環境の整備及び市民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (5) 集落の育成並びに中山間地域振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (6) 中山間地域における産業の振興を図るとともに、生産、加工、流通、消費につながる農林水産業の振興を図ること。
- (7) 中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (8) 地域の特性と実情に応じた施策の実施を図ること。
- (9) 中山間地域とその他の地域及び中山間地域相互における多様な交流及び連携を図ること。

## 第4章 施策の体系的な推進

中山間地域の抱える幅広い課題に対応し、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

### <施策の体系>

#### 1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

- (1) 暮らしの安心の確保
- (2) 暮らしの安全の確保
- (3) 子育て・教育環境の整備
- (4) いきいきと暮らせる環境づくり

#### 2 持続可能な地域社会の形成

- (1) 住民主体の地域づくりへの支援
- (2) 移住・定住の促進
- (3) 農地・森林等の適切な管理
- (4) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

#### 3 地域資源を活かした多様な産業の振興

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業の推進
- (3) 観光・交流産業の振興

# 1 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

## (1) 暮らしの安心の確保

高齢者等が安心して住み続けられるよう、防犯体制の強化や生活交通の確保、生活道路の整備などに努める必要があります。

### ① 医療体制の堅持

- 市立の病院・診療所の医療施設等の整備を行い、より安心・安全な医療施設とします。
- 安心して医療サービスが受けられるよう、医療サービスの機能強化に向けた整備や支援等を行います。
- 市民が等しく適切な医療が受けられるよう、へき地医療提供体制の堅持に努めます。
- 本市の限られた医療資源と協調し、情報の共有化や多職種連携を図るとともに、山口県・市・医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関がそれぞれの役割を担い、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「支えあい、地域で安心して暮らせる医療環境の確立」を目指します。
- 看護学生に対する支援等、看護師や准看護師の確保に努めます。
- ドクターヘリ\*の活用による迅速な患者輸送体制の堅持に努めます。

### ○ 主要施策

- ・ 市立の病院・診療所の医療施設等の整備
- ・ 医師・看護師等医療スタッフの確保
- ・ ドクターヘリ運用マニュアルの作成

### ② 生活道路の整備

- 地域内の移動が安全で快適にできるよう、自動車と歩行者の安全性や利便性に配慮しつつ、集落間を結ぶ主要な市道や生活道路等を整備します。
- 生活道路の安全性と利便性を確保するため、道路の危険箇所等の早



期発見のため、巡回点検を実施し、適切な維持管理を行います。また、通学路の安全対策を行います。

- 耐用年数が近づき、補修の必要となった橋りょう等について緊急性や重要性、効果に応じて、優先度を決定し、低コストで費用対効果の高い橋りょう等の長寿命化に取り組みます。

#### ○ 主要施策

- ・ 市道（生活道路）整備・改良の推進
- ・ 交通安全施設整備の推進
- ・ 通学路の安全確保
- ・ 橋りょう等の点検の実施
- ・ 橋りょう等の維持補修の推進
- ・ 道路パトロールの実施

#### ③ 生活交通の確保

- 子供や高齢者等の移動制約者の日常生活に欠かせない移動手段を確保するための生活交通システムを整備します。
- 公共交通の利用促進のため、市民や来訪者に対して、広報・情報提供を積極的に行います。
- 市民に欠かせない交通手段として、錦川清流線と岩国～柱島航路を維持するための支援を行います。
- 錦川清流線沿線地域や柱島群島での体験学習やイベントの実施等、交流人口の増加に向けた施策を推進し、錦川清流線及び岩国～柱島航路の利用を促進します。

#### ○ 主要施策

- ・ 生活交通バスの予約乗合（デマンド）の拡大
- ・ スクールバスの混乗化
- ・ 高齢者等過疎地域福祉バスの一般乗合化
- ・ 公共交通不便地域等における移動制約者に対するタクシーの活用
- ・ 錦川清流線と岩国～柱島航路を維持するための支援

- ・ 公共交通に関する情報提供の推進

#### ④ 上下水道の整備

- 安全な水を安定的に供給できるよう、基幹水道施設等を整備するとともに、水道普及率の向上に努めます。
- 下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置等、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備と維持管理を促進し、公共用水域の水質・水環境の保全に努めます。

#### ○ 主要施策

- ・ 給水区域の拡大
- ・ 「水道施設耐震化10ヵ年計画」の実施
- ・ 営農飲雑用水施設の保全整備
- ・ 下水道施設の整備
- ・ 浄化槽設置の支援
- ・ 農業集落排水処理施設の整備

#### ⑤ 防犯対策の充実

- 消費者トラブルに巻き込まれないための情報提供・啓発活動を行い、消費者教育を推進します。
- 消費者の苦情や相談に対し、問題解決に向けた適切な助言・あっせんを行うための相談体制の充実・強化を図ります。
- 犯罪の発生を未然に防止するため、地域が一体となった自主的な防犯活動の支援、犯罪が起きにくい環境の整備を関係機関と連携して推進します。

#### ○ 主要施策

- ・ 消費者被害未然防止のための出前講座の実施
- ・ 消費者啓発パンフレット等の配布
- ・ 消費生活専門相談員による相談の受付
- ・ 公園等安全点検活動の実施

## (2) 暮らしの安全の確保

暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、防災施設等の整備・充実を図る必要があります。

### ① 防災機能の強化

- 防災意識の啓発と組織的な防災活動を行う自主防災組織に対し、防災訓練等の実施の支援を行うなど、自主防災組織の更なる育成、強化を図ります。
- 災害等の緊急時に迅速な対応ができるよう、行政の危機管理体制の強化を図ります。
- 防災メール\* の普及を図るとともに、災害等の発生が事前に予想される場合、また、災害等が発生した場合において、地域住民の安全な避難体制を確立します。
- 高齢者や障害者等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、関係機関との連携の下、災害時要援護者\* 避難支援体制の強化に努めるとともに、災害時要援護者避難支援制度の周知を図ります。

#### ○ 主要施策

- ・ 防災機能の強化
- ・ 災害時要援護者の支援

### ② 減災\* 対策の推進

- 災害の発生・被害の拡大を防ぎ、市民生活の安全性を向上させるため、浸水防除対策及び急傾斜地崩壊対策等の防災事業を推進します。
- 災害時に的確かつ迅速に防災情報等を伝達できるようにするため、防災行政無線の整備・充実を図ります。
- ハザードマップ\*（高潮・土砂災害等）や津波被害を想定した避難計画を作成し、市民への周知を図ります。

#### ○ 主要施策

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業の促進
- ・ 堤防等河川施設、構造物の保全・整備

- ・ 排水路・ポンプ場等の整備
- ・ 減災対応の充実
- ・ 防災行政無線システムの整備

### ③ 消防・救急体制等の強化・充実

- 各種災害に迅速な対応ができるよう、最新鋭の機器を装備した消防ポンプ自動車の更新等、消防力の強化を図ります。
- 消防団員の確保に努めるとともに、消防団の育成・強化を促進します。
- 救急救命士の養成等、救急・救命体制の強化・充実を図ります。

### ○ 主要施策

- ・ 消防施設の整備
- ・ 消防救急無線のデジタル化
- ・ 救命講習会の実施

## (3) 子育て・教育環境の整備

地域の実情に応じた子育て支援の充実や、保育・教育環境の整備を進める必要があります。

### ① 子育て支援の充実

- 育児不安を生じやすい乳児期に講座の開催や家庭への訪問を行い、必要な情報を提供することにより、安心して子育てできるように支援します。
- 児童（小学生）の健全育成のため、放課後児童教室の整備充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、対象者の医療費の助成を実施します。
- 家庭教育に関する講座を開設し、家庭の教育力の向上を図ります。
- 母子保健推進員等の子育てボランティアを育成し、子育て支援に関する情報提供や輪づくり活動の推進等、地域で子育てを支援します。

- 乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、活動サークルの支援等、地域の多様なニーズに対応していきます。

#### ○ 主要施策

- ・ 子育て支援に関する情報提供
- ・ 放課後児童教室の整備充実
- ・ 子育て家庭への医療費助成の実施
- ・ 子育て学習会の開催
- ・ 子育てボランティアの育成支援
- ・ 地域における子育ての交流や仲間づくりなど支援の場の提供

#### ② 地域と一体となった教育力の向上

- 家庭・地域と連携し、信頼関係を更に深め、開かれた学校づくりを推進します。
- コミュニティ・スクール\* の整備を促進し、学校・家庭・地域との協働体制を確立します。
- 子供たちの放課後の遊びや学びを地域で支える取組を促進します。
- 次世代を担う青少年が、たくましく健やかに成長していくために、学校・家庭・地域・職場・行政がお互いに連携を図り、青少年の非行の防止を推進します。

#### ○ 主要施策

- ・ コミュニティ・スクールの整備の促進
- ・ 幼・保・小連携、小・中連携、中・高連携、学校間連携の推進
- ・ 青少年非行防止活動の推進

#### ③ 教育環境の充実

- 学校施設の耐震化、改修・改築等を行い、子供たちと地域住民の安全を守ります。
- 子供の教育環境の充実のため、空調設備を整備します。

- 安心して安全に学校に通える環境づくりに取り組みます。
- 通学路の安全確保のため、スクールガード\* との情報共有を密にします。

○ 主要施策

- ・ 小・中学校の耐震化の推進
- ・ 小・中学校の空調設備の整備
- ・ 小・中学校施設の改修・改築の推進
- ・ 通学路の安全確保等

(4) いきいきと暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、社会参加を促進し、地域での支えあいの体制づくりを進める必要があります。

① 高齢者の社会参加の促進

- 能力や経験を活かし、地域の支え手として活躍してもらえよう、地域社会での活躍の場の確保を促進します。
- 地域の中でいきいきと生活できるように、ボランティア活動等の社会参加・社会貢献の機会拡充と参加促進を図ります。
- 住民が各地区の集会所等を利用し、自主的に運営している「ふれあいいきいきサロン」や自主グループについて、その活動を支援します。
- 老人クラブへの加入促進を図るとともに、心身の健康増進のためのスポーツ活動や文化・芸術活動の支援を行います。

○ 主要施策

- ・ 高齢者の社会参加の促進
- ・ 高齢者ボランティアグループの活動への支援
- ・ ふれあいいきいきサロンの充実
- ・ 老人クラブ活動への支援

② 高齢者が安心して生活できる体制づくり

- 高齢者が住み慣れた地域や家族の下で、心身ともに安心して生活で

きるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の適切な組合せによる地域包括ケア\* を推進します。

- 認知症への正しい理解のもとに地域の関係機関が連携し、認知症の予防、早期発見・早期対応、認知症高齢者やその家族に対する支援の充実を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で見守る体制の整備を促進します。

#### ○ 主要施策

- ・ 認知症対策の推進
- ・ 介護予防の推進
- ・ 見守り支援体制づくりの推進

## 2 持続可能な地域社会の形成

### (1) 住民主体の地域づくりへの支援

地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民が主体となった活動を展開していくことが必要です。

#### ① 市民活動の促進

- 地域において互いに助けあう、快適で住みよい地域社会づくりのために、自治会加入率の向上対策を推進します。
- 広域的な範囲で集落を支えあう新たなコミュニティ組織づくりや、地域自らが目指すべき将来目標づくりの支援を推進します。
- テーマや考え方に共感して公益的な活動をする市民団体等の支援を推進します。
- 市民や市民活動団体等がまちづくりに参加できる機会の提供や活動の場の整備に努めます。
- 自治会等の活動の場として、地域資源や活動をつなぎ、暮らしの安心と未来の希望を育む拠点の整備に努めるとともに、当該施設等を有効利用する活動を促進します。
- 自治会や市民活動団体等の活動が円滑に進むよう、活動の支援を充実します。
- まちづくりや市民活動団体の指導者となる人材の育成に対し支援を行います。
- 集落支援員\* や地域おこし協力隊\* のほか、中山間地域での活動に意欲のある外部人材の導入を促進します。
- 休廃校施設の利活用については、地域の活性化に向けて有効活用できるよう検討します。

#### ○ 主要施策

- ・ 自治会活動の支援及び加入促進
- ・ 協働事業の促進及び体制の強化
- ・ 市民活動支援センターの充実及び市民活動団体の育成
- ・ 補助金・交付金の制度充実及び市民への周知



- ・ 集落支援員等による地域の維持・継続のための支援
- ・ 地域おこし協力隊等による地域協力活動の推進
- ・ 小規模・高齢化集落\* 等への対策の推進

## (2) 移住・定住の促進

地域の魅力を活かした交流機会を創出することで、中山間地域の重要性の理解を進めていくとともに、若者などU J I ターン希望者を地域づくりの担い手として受け入れるための体制を整えることが必要です。

### ① U J I ターンによる定住促進

- 田舎暮らしを志向する若者などU J I ターンの受入体制の整備を進めるため、地域づくり相談員が中心となって、地域ボランティアの増加や関係機関との連携強化のための取組の充実に努めます。
- 地域の魅力づくりや新たな地域資源の発掘、体験型観光\* との連携強化により、本市の中山間地域の良さを体感できるような機会の充実に努めます。
- 関連機関と連携して、地域おこし協力隊導入によるU J I ターン対策の強化を図ります。
- 地域の様々なU J I ターン関連情報が、新鮮なうちに広く発信できるよう、システムの充実に努めます。
- 岩国錦帯橋空港のメリットを活かし、大都市圏からのU J I ターンを喚起するため、大都市圏で行われる定住促進関連行事等への積極的な参加に努めます。

### ○ 主要施策

- ・ 地域づくり相談員によるコーディネート の充実
- ・ I J U (移住) 応援団\* 認定数の増加
- ・ 地域おこし協力隊の充実及び定住・定着の支援

### ② 住宅・住環境の整備

- 住宅のリフォーム・バリアフリー化や耐震化等の促進、環境共生型

住宅\*・省エネ型設備機器等の普及を図るため、住宅・建築に関する情報の充実に努めます。

- 安心・安全で快適に暮らせる環境を確保するため、市営住宅ストックの有効かつ効果的な活用を検討しながら、適正な維持管理、耐久性の向上を図ります。
- 空き家の有効活用により、定住促進を図ります。
- 放置され、管理不全な空き家等についての対策を図ります。

○ **主要施策**

- ・ 市営住宅の適正な維持管理
- ・ 空き家等の適正な管理の推進
- ・ 空き家情報登録制度による空き家の有効活用
- ・ 不動産関係団体や商工関係団体との連携

(3) **農地・森林等の適切な管理**

人口減少・高齢化が進む中で、新たな方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。

① **自然環境の保全**

- 森林環境の維持保全・農地の整備・維持管理等の多様な取組を推進することにより、森林・農地が有する自然環境保全機能の維持・強化を図ります。
- 自然環境の保全・活用の担い手である森林管理者・農業従事者を確保・育成します。
- 適切な土地利用規制と計画等に基づく環境保全・管理施策の実施により、自然環境が持つ多面的な機能の維持・保全を図ります。

○ **主要施策**

- ・ 森林経営計画に基づく森林施業の促進
- ・ 林内路網の整備による造林の促進
- ・ 海岸及び海底清掃の実施支援

#### (4) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

地域の多彩な歴史・伝統文化を次世代に着実に継承していくため、有形・無形の文化遺産の保存・活用を進めるとともに、文化財や歴史に親しむための環境整備を図る必要があります。

##### ① 文化財等の保護・活用

- 文化財の指定を進め、保護・保存及び活用の促進を行います。
- 有形・無形の文化遺産等、各地域の多彩な歴史・伝統文化を次世代に着実に継承します。
- 郷土の歴史や伝統・文化を後世に伝えるための環境を整え、後継者の育成を支援します。

##### ○ 主要施策

- ・ 文化財の調査、指定の推進
- ・ 民俗芸能まつりの開催
- ・ 無形文化財後継者の育成、活動団体の育成支援
- ・ 天然記念物の保護保存対策

### 3 地域資源を活かした多様な産業の振興

#### (1) 農林水産業の振興

中山間地域の主要な産業である農林水産業の振興を図るため、担い手の確保・育成や、経営支援に取り組む必要があります。

##### ① 農林水産業の経営支援及び育成

- 土地の有効利用と自然環境の保全の観点から、農林業の継続・振興が必要であり、意欲ある集落や農地所有者への支援を行い、農地の保全と農業生産活動を促進します。
- 中山間地域の集落単位等での、共同活動による施設の保全管理や自然環境の保全活動の取組を促進し、農林水産業の生産環境の維持・向上を図ります。
- 漁業についても、資源管理・漁業経営安定対策を実施し、経営の安定化を図ります。
- 所得の向上につながる農林畜産物及び水産物の生産、生産条件の整備と6次産業化を推進します。
- 特色ある産物が地域のブランド品となるよう、生産支援や販売促進、広報・宣伝活動の支援をします。
- 産地の農林水産業生産団体、食品加工グループや民間企業等による地域ブランド\*づくり、市内各地域の連携による統一的な岩国ブランドづくりの取組を支援します。

##### ○ 主要施策

- ・ 地域農業マスタープランに基づく地域農業の支援
- ・ 農商工等連携による6次産業化の推進
- ・ 農地中間管理機構\*を介した農地の集積支援
- ・ 日本型直接支払制度の活用促進
- ・ エコファーマー\*の普及及びエコやまぐち認証農家\*の育成
- ・ 地域特産物の生産、販売への支援
- ・ 大型農業機械や高性能林業機械の導入支援
- ・ 森林経営計画に基づく森林整備への支援

② 担い手の確保・育成

- 農林水産業への新規就業者への支援を図るなど、経営意欲の高い担い手を育成します。
- 森林施業の集約化を行い、森林所有者の整備意欲を高めます。

○ 主要施策

- ・ 新規就農者の確保・育成のための経営安定対策事業の推進
- ・ 緑の雇用事業\* による新規林業就業者の確保・育成
- ・ 農林業の経営意欲の高い担い手に対する支援事業の推進
- ・ 農業関係融資制度による経営基盤の拡大及び安定化
- ・ 集落営農法人\* 等の地域の中心経営体の育成

③ 生産環境の向上と生産基盤の整備

- 優良農地、林道、漁場等の基盤整備や施設管理の省力化・効率化を支援し、経営の安定化を図ります。
- 港湾施設、海岸施設、水産基盤施設等の整備を促進し、利便性の向上を図ります。
- 近年拡大している鳥獣被害を防止するため、有効な対策の実施を図ります。

○ 主要施策

- ・ 農地や農業用施設の整備など農業生産基盤整備事業の推進
- ・ 林道開設など林業基盤整備事業の推進
- ・ 治山事業の推進
- ・ 港湾施設、海岸保全施設、水産基盤及び漁場の整備
- ・ 栽培漁業\* の推進
- ・ 有害鳥獣の防護対策と捕獲対策の推進

④ 農林水産業を活用した交流促進

- 中山間地域ならではの「資源」や「特性」を活かし、地域の魅力を高めながら、交流活動を促進します。

- 朝市や直売所等を巡る体験交流イベントや自然環境と豊かな産物を活かしたグリーン・ツーリズム等を推進します。
- 食育の取組等と連携して、加工販売施設等を活用し、地場農林・畜産・水産物を食材に使用した料理のPR活動に努めるなど、「人」と「食」との結び付きを深め、地産地消を推進します。

#### ○ 主要施策

- ・ 市民農園などを活用した農作業体験の推進
- ・ 朝市などを活用した交流イベントの推進
- ・ 森林公園などを活用した森林体験学習の推進
- ・ 森林体験交流施設などを活用した里山交流\* の推進

## (2) 商工業の振興

市内における創業を支援し、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

### ① 経営基盤の強化

- 各種融資制度等の充実により新規創業を支援するとともに、企業経営の安定化を促進し、既存商工業の振興を図ります。
- まちづくりに対する意欲の高い団体・商品開発・人材育成等を積極的に支援します。

#### ○ 主要施策

- ・ 岩国市制度融資の促進
- ・ 地域資源の活用

### ② 商店街の活性化

- 商店街を含む地域の活性化に向けて、魅力ある環境整備を推進します。
- 商店街等のイベントや広報・宣伝等、にぎわいの創出のための取組を促進します。

## ○ 主要施策

- ・ 商店街イベント事業の支援

### (3) 観光・交流産業の振興

体験型観光の受入地域の拡大や体験プログラムの充実などにより、都市との交流を一層拡大する必要があります。

#### ① 体験型観光の推進

- 個性ある自然資源や歴史・文化資源、地域の食材・食文化等を発掘・活用し、都市と農山漁村との交流や体験学習の充実を図ります。また、自然と親しめる機会を提供し、市民間の交流を促進します。
- 体験型旅行の誘致・推進により、地域全体で都市部からの住民を受け入れ、一緒になって体験することで、地域住民と都市部住民の交流を深めます。

## ○ 主要施策

- ・ 体験型教育旅行\* の拡大に向けた実施体制・連携の強化
- ・ スロー・ツーリズム\* の推進
- ・ 情報発信の強化
- ・ 自然体験教室の開催
- ・ 体験型旅行の誘致
- ・ 体験交流プログラムの開発、ブランド化

## 第5章 推進体制

中山間地域において、安心・安全に暮らし続けられるように、行政と市民が協働・連携し、課題解決に取り組むことが重要です。

### 1 市の役割

新たに設置した「中山間地域政策室」を事務局として、関係課と連携しながら本計画に基づく施策の着実な推進に努めるとともに、中山間地域の役割や重要性について市民の理解を深めます。

また、地域の実態やニーズを把握し、地域課題の解決に向けた積極的な支援に努めます。

### 2 地域住民の役割

基本目標の実現を念頭に、地域住民の合意の下で、地域の課題や進むべき方向、あるべき姿を整理し、情報共有していくことが必要です。

また、これらの情報をもとに、地域住民が一体となって、具体的な取組を検討し、着実に進めるための体制づくりを行うとともに、行政との連携・協働による地域づくりへと発展させることが必要です。



## 参 考

岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年6月24日条例第27号）

私たちのまち岩国市は、山口県内において広大な面積を有し、市域の大半は中山間地域である。寂地山の高峰を背に山地、林野、田畑が広がるとともに県内最大の長さを誇る、清流錦川をはじめとする河川の豊かな水が瀬戸内海に流れ、恵まれた自然と美しい景観の中で歴史と伝統、文化が育まれ、地域経済が発展してきた。

言うまでもなく中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能を有するのみならず、山、川、海と続く自然環境の保全、食料の安定供給、自然とのふれあいの場としての公益的な機能等を有しており、中山間地域の資源が産み出す恩恵は、市民が豊かな生活を営むために必要な市民共有の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子高齢化の急速な進展に伴い、小規模・高齢化集落の増加による集落機能の低下や農林水産業等の経済活動の停滞等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体がぜい弱になり、危機的な状況にある。

このような状況に歯止めを掛け、市及び市民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来における豊かで活力のある生活環境を確保することは、大変重要な課題である。

ここに私たちは、元気で活力に満ちた岩国市の創造を目指して、中山間地域振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安心、安全に住み続けることができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中山間地域」は、次に掲げる区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

（基本理念）

第3条 中山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、中山間地域の振興は、市民生活の維持向上に必要不可欠なものであることを踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中山間地域は、水源かん養・災害防止・食料の安定供給・豊かな自然とのふれあいの場等様々な観点から市民共有の貴重な財産であり、その保全及び機能維持に努めること。
- (2) 市民が中山間地域の公益的機能の重要性を理解し、その恩恵を享受していることを認識すること。
- (3) 中山間地域の市民が安心して生活を続けられる施策を実施すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（市民の役割）

第5条 市民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、市が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民等に対する支援）

第6条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に関する基本方針)

第7条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図り、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 中山間地域の有する公益的機能に関する市民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の市民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 中山間地域の伝統や文化の保存及び伝承に必要な支援を図ること。
- (4) 定住を促進するための生活環境の整備及び市民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (5) 集落の育成並びに中山間地域振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (6) 中山間地域における産業の振興を図るとともに、生産、加工、流通、消費につながる農林水産業の振興を図ること。
- (7) 中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (8) 地域の特性と実情に応じた施策の実施を図ること。
- (9) 中山間地域とその他の地域及び中山間地域相互における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 総合的かつ中長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の案を作成しようとするときはあらかじめ、市民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第9条 市は、中山間地域の振興に関する施策を包括的かつ積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、中山間地域の振興に関する施策の実施状況等について議会に報告し、これを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか中山間地域振興に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩国市中山間地域振興施策基本条例第2条第5号の規則で定める

区域を定める規則（平成26年4月1日規則第29号）

岩国市中山間地域振興施策基本条例（平成25年条例第27号）第2条第5号の規則で定める区域は、昭和25年2月1日における玖珂郡小瀬村、藤河村、御庄村、通津村、由宇町、神代村及び玖珂町の区域（同条第1号から第4号までに掲げる区域を除く。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

用語集

ページ	用語	解説
1	水源の涵養 <sup>かん</sup>	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
2	農業地域類型区分	地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの
6	ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などの施設のこと。
7	生活交通システム	通勤・通学・通院・買物等の市民の日常生活に必要な不可欠な移動を担うバス交通、デマンドタクシーなどのこと。
7	U J I ターン	都市部で生活している人が、地方に移住する動きのこと。Uターンは故郷に移住すること、Jターンは故郷の近隣に移住すること、Iターンは故郷以外の地域に移住することを指す。
7	N P O	NonProfit Organization（民間非営利団体）の略。様々な分野において自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。
8	6次産業化	農林水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、小売業（3次産業）を組み合わせた新しい経営形態のこと。農業を続けながら利益を上げ、それぞれの土地の資源を有効に活用することで、地域活性化にもつながると期待されている。
8	グリーン・ツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

8	農山漁村体験交流事業	農山漁村に対する理解を深めることを目的に、都市住民が農山漁村に訪れ、その自然や文化を体験し、人々との交流を深める事業のこと。
12	ドクターヘリ	救急専用の医療機器を搭載し、医師・看護師が乗り込んで患者のもとに急行し、病院などに搬送する間に救命医療を施すことのできる救急ヘリコプター
15	防災メール	行政が市民の防災対策に役立ててもらうため、登録された携帯電話やパソコンに気象情報・地震情報・避難情報などの防災情報をはじめ、防犯・交通安全情報などを配信する取組のこと。
15	災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、身を守るために安全な場所へ避難するなどの行動をとるのに支援を要する人のこと。要介護者・障害者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦など
15	減災	災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようという防災の取組のこと。
15	ハザードマップ	地域住民が迅速・安全に避難するために、被害の想定される区域や避難所等の情報を地図上に明示したもの
17	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。
18	スクールガード	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティアのこと。

19	地域包括ケア	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための支援体制のこと。
20	集落支援員	地方自治体から委嘱を受け、自治体職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を行う人のこと。
20	地域おこし協力隊	主に都市部の住民が、地方自治体から委嘱を受け、地域協力活動に従事し、あわせてその定住・定着が図られることにより、地域の活性化に貢献する人のこと。
21	小規模・高齢化集落	主に中山間地域に所在する、戸数が 19 戸以下で、高齢化率が 50%以上の集落のこと。
21	体験型観光	単に名所や名物を求めて巡る観光ではなく、それぞれの地域がもつ資源を活かした体験交流（体験プログラムや農漁村民泊）を通して、自然・歴史・文化などにふれる観光
21	I J U（移住）応援団	岩国市へのU J I ターンを市と一緒に進める地域住民・団体で構成されたサポーターのこと。移住希望者に対して、移住前から移住後まで幅広く協力を行っている。
21	環境共生型住宅	地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと。
24	地域ブランド	地域＋商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの



24	農地中間管理機構	農用地等を貸したいという農家(出し手)から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織
24	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりの実施と、化学肥料、化学農薬の低減を一体的に導入する計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者のこと。
24	エコやまぐち認証農家	山口県では、通常の農産物栽培に比べて化学農薬と化学肥料の使用を50%以下に削減した農産物を「エコやまぐち農産物」として認証しており、この認証された農産物を栽培する農家のこと。
25	緑の雇用事業	森林作業の未経験者でも、森林の仕事に就き、林業に必要な技術を学んでもらうため、森林組合など林業事業体に採用された人に対し、キャリアアップを支援する制度
25	集落営農法人	集落を範囲として、関係農家が集落ぐるみで参加し、話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人
25	栽培漁業	魚介類等を人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、漁業の促進を図るシステム。つくる漁業ともいわれる。
26	里山交流	里山とは、都市と自然の間にあって、人が利用してきた森林を指し、里山交流とは、里山にある多様な資源を活用した都市と農山村の住民の交流のこと。

27	体験型教育旅行	都市部の学生が、修学旅行等の一環として、中山間地域等の農林漁家にホームステイし、家業等を体験する旅行のこと。
27	スロー・ツーリズム	地域の自然や生活文化、人々とふれあい、交流体験を行うことで、地域の魅力をゆっくりと楽しむ観光のこと。



岩国市中山間地域振興基本計画

発行日：平成 26 年 12 月

発 行：岩国市

編 集：岩国市 総合政策部 政策企画課 中山間地域政策室  
〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14-51

TEL 0827-29-5013 FAX 0827-24-4209

URL <http://www.city.iwakuni.lg.jp>

E-mail [seisaku@city.iwakuni.lg.jp](mailto:seisaku@city.iwakuni.lg.jp)